入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年12月26日
独立行政法人国立美術館
分任契約担当役東京国立近代美術館長
加茂川幸夫
◎調達機関番号　517　◎所在地番号　13
○第４号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　東京国立近代美術館で使用する電気　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　供給期間　平成27年４月１日から平成28年３月31日
⑸　需要場所　分任契約担当役が指定する場所
⑹　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、当館が提示する予定契約電力及び予定使用電力量の対価の年間総価を入札金額とすること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加者資格
⑴　独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成26年度に文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」においてＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争資格を有する者であること。
⑶　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑷　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。
⑸　契約担当役等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑹　暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者であり、「暴力団排除に関する誓約書」に誓約できる者であること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒102―8322 東京都千代田区北の丸公園３－１　独立行政法人国立美術館　東京国立近代美術館運営管理部会計担当係　荒井　久登　電話03―3214―2592
⑵　入札説明書の交付方法　⑴で交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成27年２月16日（月）18時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成27年２月27日（金）11時00分　東京国立近代美術館本館４階会議室
４　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び入札説明書に示す証明書類等を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、分任契約担当役から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を供給できると分任契約担当役が判断した入札者であって、独立行政法人国立美術館会計規則第22条第１項及び独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
５　Summary
⑴　Contracting Entity : Sachio Kamogawa, Director, Independent Administrative Institution National Museum of Art The National Museum of Modern Art, Tokyo
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : 1 set of Contact of Electricity to be used in The National Museum of Modern Art, Tokyo
⑷　Delivery period : From 1 April 2015 through 31 March 2016.
⑸　Delivery place : The place specified by Director, Independent Administrative Institution National Museum of Art The National Museum of Modern Art, Tokyo
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 5 and 6 of the Regulation concerning　Contract for Independent Administrative Institution National Museum of Art,
B　have the Grade A, B or Grade C qualification during fiscal 2014 in the Kanto-Koshinetsu area in “Sales of Product” for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency
C　have permission to be a general electric enterprise in accordance with Article 3, Section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with Article 16-2, Section 1 of the same law.
D　fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2
E　not be currently under a suspension of business order as instructed by Independent Administrative Institution National Museum of Art
F　not be a member or affiliate of an organized crime group, or who do not have any socially blamable relationship with a member or affiliate of an organized crime group, and who shall be able to sign the Covenant for the Exclusion of Organized Crime Groups.
⑺　Time-limit for Tender : 18 : 00, 16, February, 2015.
⑻　Contact point for the notice : Hisato Arai, Procurement Section, Institution National Museum of Art The National Museum of Modern Art, Tokyo 3―1 Kitanomaru-Koen Chiyoda-ku Tokyo 102―8322 Japan TEL 03―3214―2592

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年12月26日
独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長　茂木七左衛門
◎調達機関番号　574　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　53
⑵　購入等件名及び数量　会報「あぜくら」（平成27年５月号から平成29年４月号）の配送業務
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　履行期間　平成27年４月１日から平成29年３月31日まで
⑸　履行場所　理事長が指定する場所
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。